

井手町建築物耐震改修促進計画（案） 概要版

皆様のご意見・ご提案をお寄せください

井手町では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、住宅・建築物の耐震化を進め、地震による被害に強いまちとするため、「井手町建築物耐震改修促進計画」の策定に取り組んでいます。この計画では、住宅や建築物の耐震化を促進することで、住民の皆様の生命や財産を守るための具体的な耐震化の目標と、目標を達成するための取組方針を定めます。

この度、この計画（案）について、広く住民の皆様からのご意見、ご提案を募集いたします。

平成 2 1 年 2 月
井 手 町

計画策定の背景

- 平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が奪われました。このうち、住宅・建築物等の倒壊による死者は、地震による直接的な死者の中の約9割にのぼるとされています。そして、この時に大きな被害を受けた住宅・建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された、いわゆる新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合していない住宅・建築物でした。
- 近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が頻発しており、大地震が“いつ” “どこで” 発生してもおかしくない状況にあります。さらに、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の緊迫性が指摘され、甚大な被害が想定されています。
- 井手町においても、生駒断層をはじめ周辺に数多くの活断層が存在しており、地震発生時には甚大な被害を受ける可能性があります。

井手町建築物耐震改修促進計画は、今後地震による被害を減らすため、建築物の耐震改修に緊急かつ最優先に取り組むべきものとし、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

計画の位置付け

計画期間

計画の期間は平成27年度末とします。

位置付け

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針をはじめ、「京都府建築物耐震改修促進計画」との整合性を図るとともに、「第3次井手町総合計画」及び「井手町地域防災計画」等を踏まえた計画とします。

計画の対象

住宅・公共建築物・特定建築物^(※)で、昭和56年5月31日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していないものを対象とします。

※特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物。また危険物の貯蔵場、処理場となっている建築物や、地震により倒壊し緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある建築物のこと。

建築物耐震化の促進に関する目標

1. 想定される地震の規模と被害の状況

◆想定される地震の規模

地震調査研究推進本部が取りまとめた「全国を概観した地震動予測地図」2007年度版によると、井手町では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、6%以上の「高い」に分類されています。

井手町域に被害をもたらすと思われる大規模な内陸性直下型地震については、表1のとおり想定する。

【表1】

対象震源断層/地震	断層の長さ	震度（マグニチュード）
生駒断層	38 km	6強（7.5）
奈良盆地東縁断層帯	35 km	7（7.5）
木津川断層帯	31 km	6強（7.3）
和束谷断層	14 km	6強（6.7）
花折断層帯	46.5 km	7（7.5）
東南海・南海地震	640 km	6弱（8.5）
黄檗断層	10 km	5強（6.5）
有馬-高槻構造線	34 km	6強（7.2）

（出典：京都府地震被害想定調査）

◆想定される被害の状況

井手町において、表1による地震が発生した場合の人的被害及び建築物被害状況については、表2のとおりである。

【表2】

断層名/地震	人的被害（人）		建築物被害（棟）	
	死者	負傷者	建物数量	5,900
			全壊棟数	半壊棟数
生駒断層	80	120	1,700	1,500
奈良盆地東縁断層帯	78	540	1,739	1,618
木津川断層帯	60	150	1,200	1,500
和束谷断層	40	180	710	1,300
花折断層帯	15	163	365	960
東南海・南海地震	7	100	203	743
黄檗断層	—	20	30	210
有馬・高槻断層帯	—	10	20	130

※地震発生時期は被害量が最大となる「冬早朝又は夕刻」で想定。

2. 耐震化の現状と目標

◆耐震化の現状

井手町における種類別・年代別建築物の棟数は、井手町家屋固定資産課税台帳（平成20年1月1日現在）によると、以下のとおりである。【税務課資料】

【棟数】

	全体	木造	その他
総数	3,011	2,521	490
～昭和55年	1,765	1,585	180
昭和56年～ (新耐震)	1,246	936	310
耐震化率	41.4%	37.1%	63.3%

井手町における木造建築物の耐震化率は、約37.1%と京都府南部地域の平均（平成15年）63.4%と比較すると、大幅に耐震化率が低くなっています。

◆耐震化の目標（住宅）

- ・地震時の被害（死者数や経済被害額等）を半減させることを目標に、住宅の耐震化率を90%に近づける取り組みを行っていく。
- ・住宅の中でも、京都府南部地域において特に低い木造戸建住宅の耐震化率の向上を重視しながら、住宅の耐震化促進に取り組んでいく。

◇耐震化の現状（公共建築物）

井手町の公共施設の耐震化率は81.8%であり、この内防災活動拠点となる公共施設の耐震化率は100%となっている。

◇耐震化の目標（公共建築物）

- ・日常的に不特定多数の利用者がある公共施設は、庁舎・学校・体育館などで、避難所等の拠点として重要な機能を果たす施設であることから、井手町では平成19年度末時点で100%改修している。
- ・特に公立学校施設の耐震化率については、全国平均の56%に対し井手町では100%であることから、地震に対する安全性は非常に高いといえる。

■特定建築物の耐震化の目標

- ・町内の特定建築物について調査を行い、特定建築物の用途や立地条件を踏まえ効率的・効果的な耐震化を図っていく。

建築物の耐震化を進めるための取り組み

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を図るには、所有者が耐震化について理解され、自発的に取り組むことが不可欠である。建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を促進するための環境づくりや、負担軽減策を講じる。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

国・京都府の実施する耐震診断・耐震改修等の助成制度を活用しながら、昭和56年以前に建築された木造住宅で地域避難路となる道路に面した建築物の耐震化を図る。

○井手町木造住宅耐震診断士派遣事業

井手町内の木造住宅で要件を満たし診断を希望される住民に対し、京都府に登録された耐震診断士を派遣し、診断費用の一部助成を行う。

○井手町木造住宅耐震改修助成事業

井手町内の木造住宅で要件を満たし診断を希望される方に対し、耐震改修費用の一部助成を行う。

3. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み

井手町地域防災計画「震災対策編」防災知識普及計画に基づき、下記のとおり啓発及び普及に努める。また、次世代を担う小中学生を対象に、地震防災や耐震改修等に関する知識の向上を図るため、京都府が実施している「出前講座」の開催等を行います。

- ・ 町職員に対する防災研修
- ・ 映画等による普及
- ・ 学校等における防災教育
- ・ 報道機関による普及
- ・ 一般住民に対する啓発
- ・ 記念事業による普及
- ・ 印刷物による普及
- ・ 社会教育等を通じたの普及

4. 耐震時の建築物の総合的な安全対策に関する取り組み

住宅・建築物の耐震化と併せて工作物等の倒壊防止・落下防止の対策が必要である。

- ・ 建築物の屋根、外壁、窓、ブロック塀、看板等については、施工技術の向上、住民への啓発、補強等改修指導を行う。
- ・ 自動販売機については、設置者に対し倒壊防止の対策をとるよう指導を行う。
- ・ 宅地の緑化を図るため新しい住宅については生垣の奨励を進める。
- ・ 安全点検パトロール、パンフレット配布、ポスター及び広報によるPRを行う。

その他耐震化の促進に必要な事項

- ◆ 京都府との連携を図り、国・京都府が行う補助・融資・税制等の支援制度の活用。
- ◆ 京都府や関係団体で組織される「(仮称) 京都建築物耐震促進協議会」を活用し、耐震化に向けた活動に取り組む。

井手町建築物耐震改修促進計画(案)に対する ご意見・ご提案を募集します

【募集期間】 平成21年 2月19日(木)～平成21年 3月18日(水)

【募集対象者】 井手町内在住または在勤されている方。

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・ご意見・ご提案をご記入のうえ、郵送・FAX・電子メール、役場(3階建設課)へご持参のいずれかの方法で提出してください。

※ご持参の場合：平日午前8時30分～12時・午後1時～5時30分まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

【その他】 ●ご提出いただく様式については、意見提出用紙をご活用ください。
●ご提出いただきましたご意見・ご提案は、計画の取りまとめの参考とさせていただきます、個人情報には本件以外の目的には使用しません。
●ご提出いただきましたご意見・ご提案についての回答は、個別にせず、公表いたします。

【お問い合わせ】 井手町役場 建設課
〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
電話 0774-82-6167 (直通)
FAX 0774-82-5055 (代表)
メール kensetu@town.ide.lg.jp

意見提出用紙

(井手町建築物耐震改修促進計画)

氏名	
住所	
電話番号	
ご意見・ご提案の内容	

※ ご意見・ご提案の内容についての回答は、個別にせず、井手町ホームページにて公表いたします。